



2009年5月14日

各 位

東京都品川区南大井六丁目25番3号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二
(コード番号:9424)
問合せ先 常務取締役 CFO 福田 尚久
電話 03-5767-9100 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

日本通信株式会社(以下、「当社」という)は、本日開催の定時取締役会において、「定款一部変更の件」を2009年6月23日開催予定の第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます)が2009年1月5日に施行され、上場会社の株式が一斉に株式振替制度に移行されたこと(いわゆる「株券電子化」)に伴い、次のとおり、定款を変更します。

- (1) 現行定款第7条(株券の発行)の定めは、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、決済合理化法の施行日を効力発生日としてこの定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされているため、これを定款に反映し、同条を削除します。
- (2) 上記(1)の株券の廃止、および、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30条)が決済合理化法附則第2条に基づいて決済合理化法の施行日に廃止されたことに伴い、現行定款第8条および第9条について、文言の修正および削除を行います。
- (3) 決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過するまでの間は、会社法第221条の定めにより、株券喪失登録簿を作成するものとされているため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、当該期間経過後に削除するものとします。
- (4) その他、上記変更に伴い、条数の繰上げを行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りです。

3. 日程

定時株主総会の開催予定日	2009年6月23日
定款変更の効力発生日	同上(株主総会開催日)

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条～第4条 <条文の記載省略></p> <p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>第5条～第6条 <条文の記載省略></p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、実質株主通知の受理等、株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>第10条 <条文の記載省略></p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 <条文の記載省略></p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第29条 <条文の記載省略></p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第40条 <条文の記載省略></p> <p style="text-align: center;">第六章 会計監査人</p> <p>第41条～第44条 <条文の記載省略></p> <p style="text-align: center;">第七章 計算</p> <p>第45条～第48条 <条文の記載省略></p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条～第4条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>第5条～第6条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><u><削除></u></p> <p><現行第8条以下を1条ずつ繰上げる></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 <現行どおり></p> <p>2. <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><u><削除></u></p> <p>第9条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第10条～第15条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>第16条～第28条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第39条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第六章 会計監査人</p> <p>第40条～第43条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第七章 計算</p> <p>第44条～第47条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<u><新設></u>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条から本条は平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

■日本通信株式会社 会社概要

社名： 日本通信株式会社（大証ヘラクレス市場：9424）

代表者： 三田 聖二（代表取締役社長）

資本金： 2,672 百万円（2009年4月30日現在）

設立： 1996年5月24日

事業内容： ●日本初のMVNO（Mobile Virtual Network Operator=仮想移動体通信事業者）
●「インフィニティ・ケア」をサービスコンセプトにした End to End のワイヤレス・データ通信サービスを法人向けに提供
●「どこでもインターネット通信電池」をコンセプトにしたワイヤレス・インターネット接続商品をコンシューマ向けに提供
●ユビキタス社会を実現する「通信電池」を提供、また、新しい通信サービスを各企業と共同で開発

InfinityCare 及び通信電池は日本通信株式会社の登録商標です。文中の社名、商品名は、各社の商標または登録商標です。